

【アメリカ】米州機構立法関与法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 伊藤 信博

* 米州機構は、南北アメリカ大陸諸国による汎米国際機関で、1951年に発足した。東西冷戦終了によりその位置付けも変化しており、現状に対処すべく米州機構立法関与法が制定された。

1 法制定の背景と経緯

米州機構（Organization of American States: OAS）は、侵略から加盟国を共同して防衛することを目的に1948年にコロンビアのボゴタで行われた第9回米州国際会議で調印された「ボゴタ憲章」¹に基づいて1951年に発足した。2021年現在、加盟国は中南米の35か国である²。組織は主に、最高意思決定機関である総会、専門分野ごとの理事会や委員会、専門機関等及び事務局（ワシントンD.C.所在）から成る³。また米国の共産圏封じ込め政策の一環として、キューバの社会主義政権には除名措置が取られ、米国のラテンアメリカへの勢力伸長の基盤になった。

東西冷戦が終了した後、OASも軍事同盟から貧困問題や人権促進の役割を担うよう変容し、米国の影響力も変化した。2005年5月には、事務総長職に、米国が支持していなかったチリのインスルサ（José Miguel Insulza）前内相（当時）が選出され⁴、2017年には、人権問題等での他国からの干渉に反発し、一方的にOAS脱退を表明したベネズエラに対し非難決議を行うことができなかつた⁵。これらは米国の影響力低下を象徴しているといわれ、和平調停、選挙監視活動等を中心的役割に据えたOASでの米国の存在意義が改めて問われることとなった。こうした状況下で、米国がOASの取組を支援することを評価し、改革についてリーダーシップを取るため、国務省に戦略実施計画の策定及び計画実施のため採られた行動について連邦議会に報告することを義務付けるための法案（S.1310）⁶が2019年5月2日、ベンジャミン・L・カーディン（Benjamin L. Cardin）上院議員（民主党、メリーランド州選出）らにより提出された。法案は2020年12月10日に原案修正の上可決され、下院に送付されて同月31日に可決され、2021年1月13日に大統領審署を受けて法律⁷（米州機構立法関与法）となった。

2 構成と概要

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年12月6日である。

¹ “American Treaty on Pacific Settlement "PACT OF BOGOTÁ,” OAS website <http://www.oas.org/en/sla/dil/inter_american_treaties_A-42_pacific_settlement_pact_bogota.asp>

² 加盟国のほか、世界67か国及びEUがオブザーバーとなっている（2021年現在）。日本は1973年から常任オブザーバー国として、機構のプロジェクトや下部機関に対する専門家派遣、選挙監視活動への資金援助等を行っている。「米州機構（Organization of American States: OAS）」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kikan/oas.html>>

³ 「米州機構（OAS）概要」外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kikan/oas_gaiyo.html>

⁴ “Chilean Interior Minister José Miguel Insulza elected Secretary General of OAS,” May 2, 2005, OAS website <http://www.oas.org/en/media_center/press_release.asp?sCodigo=E-091/05>

⁵ 「米州機構、ベネズエラが脱退正式表明 非難決議できず」『日本経済新聞』2017.6.22. 日本経済新聞ウェブサイト <https://www.nikkei.com/article/DGXLASGM22H65_S7A620C1FF1000/>

⁶ “S.1310 - Organization of American States Legislative Engagement Act of 2020: 116th Congress (2019-2020),” Congress.gov website <<https://www.congress.gov/bill/116th-congress/senate-bill/1310>>

⁷ Organization of American States Legislative Engagement Act of 2020, P.L.116-343. Congress.gov website <<https://www.congress.gov/116/plaws/publ343/PLAW-116publ343.pdf>>

(1) 全体の構成と略称

本法は全7か条から成る。第1条：略称、第2条：連邦議会の認定、第3条：連邦議会の意思、第4条：代議員の米州機構への参加の強化、第5条：人権擁護及び汚職防止の取組の支持、第6条：国務長官の連邦議会への報告義務、第7条：代議員に関する連邦議会の意思。

この法律は「2020年米州機構立法関与法」として引用される（第1条）。

(2) 連邦議会の認定（第2条）

OAS憲章⁸は、代表制民主主義が地域の安定、平和、発展のための不可欠の要件と定めている（第1項）。米州民主主義憲章⁹第26条は、OASは民主主義の原則と慣行を促進し、半球における民主主義を強化するためのプログラム及び活動を継続して実施する旨定めている（第3項）。OAS総会・常設理事会・事務局は、OAS憲章及び米州民主主義憲章に基づき、各国の立法機関を含む国内組織・国際機関と幅広い協力協定を結んでいる（第4項）。

(3) 連邦議会の意思（第3条）

以下は、連邦議会の意思である。①選出された代議員は、米州における代表制民主主義の行使につき、経済的自由及び所有権の尊重、法の支配の促進及び腐敗の防止、人権及び基本的自由の擁護を重要な役割とする（第1項）。②OASの総会・常設理事会・事務局は、加盟国から選出された代議員のOAS活動への参加拡大を促進する措置を講じる必要がある（第4項）。

(4) 代議員の米州機構への参加の強化（第4条）

米回国務長官は、OAS米国代表部を通じ、代議員の活動を支援する（a）。OAS加盟国選出の代議員が、人権擁護、国境を越えた犯罪行為、汚職等と闘うための地域的取組等、半球の重要問題を議論する年次フォーラムを創設する（a(2)）。加盟国の国内議会の現代化と制度強化のため、技術支援を行うOAS事務局プログラムを強化する（a(5)）。国務長官は、OAS米国代表部を通じ、この法に定める事項の実施が加盟国の財政負担を増やさないよう努め、OAS事務局は、イニシアチブの実行に必要な財政支援促進のため、加盟国に財政責任の分担を求める（b）。

(5) 人権擁護及び汚職防止の取組の支持（第5条）

汚職及び（刑事罰の）免責と闘うOAS事務総長及び事務局の努力は、米州の法の支配と民主的ガバナンスの強化に大きく貢献している（a(1)）。米国は、汚職及び免責に抗するOASイニシアチブの有効性と独立性確保のための努力を支援する（a(2)）。国務長官は本法制定後180日以内に、人権向上と汚職撲滅の戦略及び実施計画等を上下両院の外交委員会に提出する（b）。

(6) 国務長官の連邦議会への報告義務（第6条）

米回国務長官は本法制定から1年以内に、上下両院の外交委員会に、第4条実施のため行われたOASのプロセス及び改革並びに第5条(b)により要求される戦略を実施するために取られた措置等を含む報告書を提出しなければならない（a）。

(7) 代議員に関する連邦議会の意思（第7条）

本法に記す活動に参加する代議員は、①自由公正な選挙により選出され、②違法な麻薬取引やテロリストの資金調達、テロ行為、選挙資金違反、贈収賄、汚職、恐喝や国境を越えた犯罪行為について、捜査を受けたり、有罪判決を受けたりしたことがない個人でなければならない。

⁸ “Charter of the Organization of American States,” OAS website <http://www.oas.org/en/sla/dil/inter_american_treaties_A-41_charter_OAS.asp>

⁹ “Inter-American Democratic Charter,” OAS website <https://www.oas.org/charter/docs/resolution1_en_p4.htm> 米州の人民が民主主義を享受する権利を有し、各国政府は民主主義を促進・擁護する義務があること等を定めている。